

軽自動車をお持ちの方へ

軽自動車税の納付および減免申請について

■軽自動車税の納付について

軽自動車税は、毎年4月1日を基準日とし、登録(車検証)の名義人に課税されます。納税通知書は、5月中旬に発送されますので、次の納付窓口にて納期限までに納付してください。

納付窓口 城里町役場会計課、桂支所、七会町民センター、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア

※PayPayアプリやクレジットカードでの納付もできます。

納期限 5月31日(水)

■軽自動車税の減免申請について

障害の程度や車両の使用状況が一定の要件に該当する場合、申請により減免を受けることができます。

対象車両 次のいずれかに該当している車両

- ①. 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方が専ら使用する車両
- ②. ①に該当する方を常時介護し生計を一にする方が、①に挙げた手帳を有する方の生業、通院、通学等に使用している車両
- ③. 公益のために使用していると認められる車両
- ④. 構造が専ら身体障害等の利用に供するためのものである車両

※減免を受けることができる車両は、障害がある方1人につき1台に限られます。また、自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。

申請方法 次の必要書類を添えて、税務課、桂支所、七会町民センターのいずれかの窓口で申請してください。税務課まで郵送にて申請することもできます。

※軽自動車税の減免申請は、毎年度必要です。昨年度減免を受けた方には、納税通知書に減免申請書を同封して発送します。納税通知書が届きましたら申請手続きをお願いします。

※郵送で申請される場合には、必ず簡易書留等の差出記録の残る方法で申請してください。

必要書類

- ・身体障害者手帳等 ・運転者の免許証 ・納税通知書 ・車検証 ・減免申請書(申請窓口にあります)
- ・マイナンバー(個人番号)カード、マイナンバー通知カード等のマイナンバーがわかるもの

※申請書に納税義務者のマイナンバーを記入していただきます。

申請期限 5月31日(水) 必着

問合せ <軽自動車税について> 税務課 ☎029-288-3111(内線124)

<自動車税について> 水戸県税事務所 ☎029-221-6605

令和5年4月分からの

児童扶養手当・特別児童扶養手当等の金額が決定しました

児童扶養手当等の金額は、物価変動に応じて改定されます。令和5年4月分からの手当額は、次のとおりです。

各 種 手 当			令和 4 年度(月額)	令和 5 年度(月額)
児童扶養手当	本体額	全部支給	43,070円	44,140円
		一部支給	10,160 ～ 43,060円	10,410 ～ 44,130円
	第 2 子加算額	全部支給	10,170円	10,420円
		一部支給	5,090 ～ 10,160円	5,210 ～ 10,410円
	第 3 子以降加算額	全部支給	6,100円	6,250円
		一部支給	3,050 ～ 6,090円	3,130 ～ 6,240円
特別児童扶養手当	(1 級)		52,400円	53,700円
	(2 級)		34,900円	35,760円
障害児福祉手当			14,850円	15,220円
特別障害者手当			27,300円	27,980円
経過の福祉手当			14,850円	15,220円

問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)

3人以上の子どもを養育する保護者の方へ 城里町次世代育成支援金のお知らせ

町では、3人以上の子を養育する保護者に対し、次世代育成支援金（出生祝金・子育て支援金）を支給しています。

対象者 18歳未満の子を養育する保護者で、次の①～③のすべてに該当する者

- ①次のア～ウのいずれかに該当する者
 - ア. 出生により3人目以降の児童を養育することとなった保護者
 - イ. 3人目以降の児童が3歳に到達した保護者
 - ウ. 3人目以降の児童が6歳に到達した保護者
- ②当該出産日または当該年齢到達日を含む前後において、引き続き1年以上町内に住所を有すること。
- ③町税等の未納がないこと。

支給金額 対象者①のア：出生祝金 10万円 イ、ウ：子育て支援金 各10万円

申請方法 印鑑と振込口座が確認できるもの（受給資格者名義の預金通帳のコピー等）を持参し、福祉こども課にて申請してください。

申請期間 対象者①のア～ウの日から1年以内

申請先・問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265（直通）

第3子以降の子を養育している保護者に
出生祝金と子育て支援金を支給します



18歳未満(*)の子のうち、第3子以降が対象
※18歳に達した日以降の最初の3月31日まで

子宮頸がん予防ワクチンを自費で接種した方へ 任意接種費用償還払いのお知らせ

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより、定期接種の対象年齢を過ぎた後に、自己負担で任意接種を受けた方に対し、接種費用の償還払いを実施します。

対象者 次の要件をすべて満たす方

- ①平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性
 - ②令和4年4月1日時点で城里町に住民登録がある方
- ※対象のワクチンは2価ワクチン（サーバリックス）または4価ワクチン（ガーダシル）です。9価ワクチン（シルガード9）は対象外となります。

※定期接種として公費負担で接種を受けた方は対象になりません。

※その他、条件がありますので詳細はお問い合わせください。

償還額 被接種者が負担した接種料金の実費（接種1回あたり上限16,610円）

申請方法 常北保健福祉センターまで次の必要書類を提出してください。

- ①ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②予防接種の記録が確認できる書類の写し

例：母子健康手帳（「出生届出済証明」欄と「予防接種の記録」欄）、予防接種済証など

※接種記録がお手元にはない場合は、接種を受けた医療機関に「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成金交付申請用証明書（様式第2号）」を記入してもらい、原本を提出してください。

- ③医療機関が発行した費用の支払いを証する書類

例：領収書、支払い証明書等の原本

※やむを得ず提出できない場合はご相談ください。

- ④申請者の本人確認書類（申請者と被接種者が異なる場合は双方のもの）の写し

例：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など

【申請者が被接種者または保護者でない場合】⑤委任状（任意様式）

※その他、申請内容確認のため、書類が必要となる場合があります。

※申請書類等は、町ホームページまたは申請窓口で入手できます。

申請期限 令和7年3月31日まで

申請先・問合せ 健康保険課 健康増進グループ（常北保健福祉センター内） ☎029-240-6550



公共交通機関を利用する児童・生徒・学生の保護者の皆さまへ 通学定期券購入費の一部を助成します

町では、公共交通機関を利用する町内在住の児童・生徒・学生の保護者に対し、通学定期券の購入費用の約3割を助成します。

助成対象 次に該当する通学定期券が対象となります。

- ・町外の学校に通学する小・中学生の路線バス定期券(町内の停留所発着に限る)
- ・高校生の路線バス定期券および鉄道定期券
- ・大学生等の路線バス定期券(町内の停留所発着に限る)

※いずれも、年間・短期定期券ともに対象となります。

助成金額 定期に運行される公共交通機関を利用して通学する場合に要する定期券代の約3割に相当する金額。ただし、8万円を上限とします。

申請方法 次の必要書類をそろえて、教育委員会事務局まで直接持参または郵送で提出してください。

- ・通学費助成金交付申請書兼請求書
- ・定期券購入領収書(バス会社、鉄道会社が発行)
- ・世帯全員が記載された住民票謄本(城里町が発行)
- ・購入した定期券の写し
- ・学生証の写し(短期定期券購入者)

※土曜・日曜・祝日はコミュニティセンター城里事務所で受け付けます。

申請書兼請求書設置場所 教育委員会事務局、役場本庁舎1階ロビー、桂支所、七会町民センター

※教育委員会のホームページからもダウンロードできます。

申請期間 次の期間で申請を受け付けます。

①5月1日(月)～6月30日(金) ②10月2日(月)～31日(火)

※上記の期間に関わらず、同年度内で随時申請を受け付けますが、その場合、助成金の交付が遅れる場合があります。

申請先・問合せ 教育委員会事務局(〒311-4303 城里町石塚1428-1) ☎029-288-7010



町長コラム

利便性の改善と利用者の増加が続く 城里町の新しい公共交通

町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えしたいことを掲載していきます。

水戸市との連携事業として平成29年4月から運行を開始したバス路線「石塚・赤塚線」は、おかげさまで5年連続で乗客数が増加しています。令和4年度の利用者数は約18,000人と見込んでおり、開業初年度から比較すると7,000人以上の乗客が増加しています。乗客数の増加にともない、便数も増えており、赤塚駅から石塚に向かう最終バスは夜20時20分赤塚駅発で、夜遅くなってしまっても城里町までバスで帰ることができるようになりました。高校生・大学生だけでなく、赤塚駅から県庁方面にお勤めの方もぜひご利用いただきたいと思います。

また、ボランティアドライバーがタクシーの3分の1以下の料金で介護の認定を受けている方を町外の病院などに送迎する「福祉有償移送サービス」も、地道なサービスの改善により利用者が増え続けています。平成30年度には年間236回だった利用回数が令和4年度には約430回を見込んでおり、5年間で2倍近くになっています。要支援1以上の介護認定をお持ちの方は、町外への通院などに利用することができます。今後も利用者数の増加にあわせて、新車の購入やボランティアの育成を続けて参ります。

